

韓国に輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から大韓民国（以下「韓国」といいます。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）で対応しています。

1 韓国が求める証明事項

平成23年5月1日以降に韓国へ輸出する酒類については、以下のいずれかを証明する証明書を添付する必要があります。

- (イ) 平成23年3月11日より前に製造（加工）された酒類であること（製造日証明書）
- (ロ) 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）された酒類であること（製造地証明書）
- (ハ) 指定都県において製造（産出）された酒類である場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素131並びに放射性セシウム134及び137を含まないこと（放射性物質検査証明書）

(注) 韓国の定める上限値 $\left\{ \begin{array}{l} \text{放射性ヨウ素131：300Bq/kg} \\ \text{放射性セシウム134及び137の合計：100Bq/kg} \end{array} \right.$

※1 我が国における放射性物質の基準値の見直しにより、平成24年4月1日より酒類については放射性セシウム134及び137の上限値が100Bq/kgに変更となりました。

2 国税局で証明する事項

国税局では、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記1（イ）～（ハ）の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）及びその他国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。）が審査に必要として提出を求めた書類を添付の上、申請してください。システムの利用については、[「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」](#)をご覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「[韓国](#)

[向け輸出酒類に関する証明申請書](#)」、「[韓国への輸出申請書](#)」及び「[分析試料明細書](#)」（（ハ）の証明の場合のみ）に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

また、上記1（ハ）の証明書の発行を申請する場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施するため、分析に必要な試料等の送付が必要になります。詳しくは「[輸出用酒類の放射能分析について](#)」をご覧ください。

| 添付書類 |
|------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等） |
| <input type="checkbox"/> 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」 |
| <input type="checkbox"/> その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類 |

※2 証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。

※3 平成27年9月1日より、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更しました。

※4 令和3年4月1日より、国税局が発行する証明書について、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。